

R2年度

若年世帯定住促進助成金制度



鹿嶋市マスコットキャラクター
ナスカちゃん

鹿嶋市では、定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を目的として、市街化区域等で住宅を取得した若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯に対し、**若年世帯定住促進助成金**を交付しています。

主な申請要件について

以下①～③のすべての要件を満たす必要があります。

【申請が可能かどうか下記の内容をチェックしてみてください】

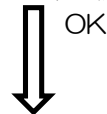
A 住宅の取得に関する登記原因日：平成・令和 年 月 日

☞ 建物登記簿の全部事項証明書で確認
(表題部または権利部(甲区)に記載されています)

- ①取得した住宅に住民登録が完了し(今後5年以上継続的に居住予定)で、同一世帯に市税の未納がなく次のいずれかを満たすこと
- 申請日時点において婚姻関係にあり、Aの日付において夫婦のどちらかが45歳未満である
 - Aの日付において45歳未満であって、かつ18歳以下の子ども(ただし、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限る)がいる



- ②取得した住宅は以下のすべてにあてはまる
- 合計して1/2以上の持分を申請者の世帯で所有している
 - 場所は市街化区域、市街化調整区域の地区計画内、区域指定内のいずれかである
 - Aの日付が平成29年4月1日以降であり、所有権の保存登記または移転登記が完了している
 - 建築基準法及び都市計画法の規定に適合している
 - 以前に市が実施する各種補助金※を受けていない
 - 玄関、台所、便所及び浴室を備えた住宅(併用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が居住用である)で、居住用部分の延床面積が60㎡以上であるもの



※各種補助金：
本件助成金、住宅復興資金利子補給金、木造住宅耐震改修補助金、地区計画景観整備事業補助金

●注意● 本助成金は国費を受けて実施しているため、国等が実施する各種補助金やポイント制度と併用できない場合があります。

- ③取得した住宅が次のいずれかにあてはまる
- 新築住宅⇒申請者の発注により建築され、建築確認の検査済証の日付が平成29年4月1日以降であるもの
 - 建売住宅⇒以前に居住者が無く、申請日より遡って1年以内に建築基準法による検査済証の交付を受けているもの
 - 中古住宅⇒新築住宅・建売住宅以外で、Aの日付より遡って20年以内に建築されたもの

※判断に迷われる際は、必要書類をご持参の上、都市計画課までご相談ください。

お問い合わせ・ご相談先

鹿嶋市役所 都市計画課
TEL 0299-82-2911(内414,415)

申請受付期間

本助成金は、次年度以降の継続は未定です。

R2年4月1日(水)～R2年11月30日(月)
ただし、**予算に達し次第、受付終了**となります。
※例年より早めの締め切りが予想されます。該当する方はお早めに申請してください。

申請に必要な書類は？

- 鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付申請書
- 世帯全員の住民票（続柄記載）
- 建物登記簿の全部事項証明書の写し（保存登記完了後のもの）
- 建築確認済証の写し
- 建築基準法による検査済証の写し
- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 建物現況写真
- 定住・移住に関するアンケート

（以下の書類は、該当する場合にのみ提出が必要です）

- 開発行為の検査済証又は建築許可書の写し（市街化調整区域の場合）
- 居住用面積を確認できる書類の写し（併用住宅の場合）
- 転入者であることを証明する書類（転入者の場合）（例：前住所地での除票等）
- 土地登記簿の全部事項証明書の写し（市が売却した土地の場合）
- その他市長が必要と認める書類

※印鑑（朱肉を使用するもの、認印可）もご持参ください。
なお、ご夫婦の場合はそれぞれ別の印鑑をご用意ください。

助成の金額は？

助成金の交付額は、次の基本額と加算額の合計で限度額は35万円となります。

基本額 10万円	+	転入者※1の場合	15万円
		子育て世帯の場合 子ども一人あたり※2	5万円
		対象住宅が新築又は 建売住宅の場合	10万円
		市が売却する土地※3での新築又は 建売住宅の場合	10万円
		鹿嶋市空家バンク制度利用による 購入の場合	10万円

交付後、都合により、「5年以上の居住」を満たさなくなった場合や虚偽の申請の場合には、助成金の全部もしくは一部の返還となります。

- ※1 転入者とは・・・
取得した住宅に他市町村から転入し、本市へ住民登録された日より起算して1年以上前から他市町村に住民登録があった方。
- ※2 登記原因日において、出生しており、かつ18歳以下（ただし、18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）に限る。
- ※3 市が売却する土地
市からの土地取得に係る登記原因日が平成29年4月1日以降に限る。

手続きはどうすればいいの？

事前相談

- ・制度の趣旨や申請書の記入、必要書類等について説明をさせていただきます。
※必要書類等についてはホームページにも掲載しています。

申請書の提出

- ・必要書類を添えて申請書を提出して下さい。内容を審査後、10日から2週間程度で交付決定（却下）通知書を送付します。

請求書の提出

- ・交付決定後、助成金交付請求書を提出して下さい。請求書受付後、1か月程度で指定の口座へ振り込みとなります。

報告義務

- ・助成対象者の要件である「5年以上の居住」を満たさなくなった場合は、必要書類を添付して報告書を提出していただきます。年数に応じて助成金の返還を請求させていただきます。

※本件助成金については、住宅借入金等特別控除の計算において、住宅取得対価の額等より控除されます。また、本助成金は税法上一時所得とされ、本助成金以外の一時所得と合わせて、50万円を超える場合は申告が必要となります。詳細は税務署へご確認ください。